## 入札公告の取消

平成25年10月８日
分任契約担当役
独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館　総務部長　栗原　祐司
◎調達機関番号　609　◎所在地番号　13

平成25年８月23日付（号外政府調達第159号・22頁）掲載の入札公告「自動券売機　一式」を取り消します。

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月８日
支出負担行為担当官
東北農政局長　佐々木康雄
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名取川特定災害復旧事業　貞山堀防潮水門災害復旧工事
⑶　工事場所　宮城県名取市下増田字広浦地内
⑷　工事内容　防潮水門工　１式
・基礎工　１式、水門本体工　１式、取付護岸工　１式、護床工　１式
⑸　工期　平成26年３月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート5,500㎥、鉄筋　540ｔ、鋼管杭（φ600～800㎜）165本
⑺　本工事は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に替えることができる。
⑾　本工事は、労働者確保に要する費用（労働者送迎費、宿泊費、借上費、現場労務者の募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）について、不足する技術者や技能者を広域的（被災地以外）に確保せざるを得ない場合及び建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合において、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東北農政局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　東北農政局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹　施工実績　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
①　同種工事とは、堰・水門工事とする。
②　当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要しない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格を有する者とは、次の者とする。
ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者
イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
②　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　上記⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、一人の主任（監理）技術者が上記⑹に掲げる同種工事の施工経験を有すること。
④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
⑻　技術提案が適正であること。
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経））」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要
本工事は、標準点（発注者が定める上記の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案及びヒアリングの評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。
⑵　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　ヒアリング